

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

I. 1-1) 関係

5-2. 主な使用上の注意の記載とその対象成分・薬効群等

| ● 「相談すること」 | |
|--|--|
| ○ 「妊娠または妊娠していると思われる人」 | |
| 主な成分・薬効群 | 理由 |
| アスピリン、アスピリンアルミニウム、サザビリン、エテンザミド、サリチルアミド、イブプロフェン、イソプロピルアンチビリン、アセトアミノフェンが配合されたかぜ薬、解熱鎮痛薬 | 妊娠末期のラットに投与した実験において、胎児に弱い動脈管の収縮がみられたとの報告があるため。 なお、アスピリンについては、動物実験（ラット）で催奇形性が現れたとの報告があるため。また、イソプロピルアンチビリンについては、化学構造が類似した他のビリン系解熱鎮痛成分において、動物実験（マウス）で催奇形性が報告されているため。 |
| プロムワレリル尿素が配合されたかぜ薬、解熱鎮痛薬、催眠鎮静薬、乗物酔い防止薬 | 胎児障害の可能性があり、使用を避けることが望ましいため。 |
| リニ酸コデインリン酸塩、リニ酸ジヒドロコデインリン酸塩が配合されたかぜ薬、鎮咳去痰薬 | 麻薬性鎮咳成分であり、吸収された成分の一部が胎盤関門を通して胎児へ移行することが知られているため。 リニ酸コデインリン酸塩については、動物実験（マウス）で催奇形作用性が報告されているため。 |
| ウルソデオキシコール酸が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬 | 動物実験（ラット）で妊娠前及び妊娠初期の大量投与により胎児毒性（胎児吸収）が報告されているため。 腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがあるため。 |
| 下痢薬 (カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボシメチルセルロースナトリウム、ジオクチルソジウムスルホカクシネット又はブランタゴ・オバタ種皮のみからなる場合を除く) | |
| 浣腸薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） | |
| 「妊娠3ヶ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人または妊娠を希望する人」 | ビタミンAを妊娠3ヶ月前から妊娠3ヶ月までの間に栄養補助剤から1日10,000国際単位以上を継続的に摂取した婦人から生まれた児に、先天異常（口裂、耳・鼻の異常等）の発生率の増加が認められたとの研究報告があるため。 |
| ○ 「授乳中の人」 | |
| 薬効群 | 乳汁中に移行する可能性がある主な成分 |
| かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、アレルギー用薬 | リニ酸コデインリン酸塩、リニ酸ジヒドロコデインリン酸、塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩（注：医薬品各条目次になし）、塩酸トリプロリジン塩酸塩（注：医薬品各条目次になし） |
| かぜ薬、解熱鎮痛薬、眠気防止薬、乗物酔い防止薬、鎮咳去痰薬（カフェインとして1回分量100mg以上を含有する場合） | カフェイン、無水カフェイン、安息香酸ナトリウムカフェイン |
| 胃腸鎮痛鎮痙薬、乗物酔い防止薬 | 臭化メチルオクタトロピン臭化物（注：医薬品各条目次になし）、塩酸メチレキセン塩酸塩 |
| 外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） | 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩（注：医薬品各条目次になし） |
| 止瀉薬 | 塩酸ロペラミド塩酸塩（注：医薬品各条目次になし） |
| 婦人用薬 | エチニルエストラジオール、エストラジオール |
| ○ 「高齢者」 | |
| 主な成分・薬効群 | 理由 |
| 解熱鎮痛薬、鼻炎用内服薬 | 効き目が強すぎたり、副作用が現れやすいため。 |
| グリセリンが配合された浣腸薬 | |

コメント【O19】: 出題時の注意喚起の意見と考えられる。修正等の必要はないと判断番号51 (p278~287)

※確かに指摘のような箇所が散見されますが、単に表の線引きのミスによって生じたものであり、注意深く対応させれば問題はないと思います。

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | |
|--|-------------------------------------|
| 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩(注：医薬品各 j京目次になし)、塩酸ブソイドエフェドリン塩酸塩、塩酸トリメトキノール塩酸 塩水和物、塩酸メキシフェナミン塩酸塩(注：医薬品各条目次になし)等のアド レナリン作用成分又はマオウが配合された内服薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟 膏） | 心悸亢進、血圧上昇、糖代謝促進を起 こしやすいため。 |
| グリチルリチン酸ニカリウム、グリチルレチン酸又はカンゾウが配合された内服 薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、またはカンゾウとして1g以 上を含有する場合) | 偽アルドステロン症を生じやすいた め。 |
| 奥化水素酸スコポラミン奥化水素酸、奥化メチルオクタトロビン奥化物(注：医薬 品各条目次になし)、ヨウ化ソプロバミドヨウ化物等の抗コリン成分又はロート エキスが配合された内服薬、外用痔疾用薬（坐薬、注入軟膏） | 緑内障の悪化、口渴、排尿困難又は便 秘の副作用が現れやすいため。 |

○ 小児に対する注意

| | 主な成分 | 理由 |
|--|-----------------------------------|--|
| 乳児 | 塩化リゾチーム（3歳未満の用法がある内 用液剤、シロップ剤） | 乳児において、塩化リゾチームを初め て服用したときに、ショック（アナフ ィラキシー）が現れたとの報告がある ため。 |
| 「水痘（水ぼうそう）もしくはイン フルエンザにかかっているまたは その疑いのある乳・幼・小児（15 歳未満）」 | サリチルアミド、エテンザミド | 構造が類似しているアスピリンにお いて、ライ症候群の発症との関連性が 示唆されており、原則として使用を避 ける必要があるため。 |
| 1ヶ月未満の乳児（新生児） | マルツエキス | 身体が非常に未熟であり、易方に瀉下 薬を使用すると脱水症状を引き起こ すおそれがあるため。 |

○ アレルギーの既往歴

| | 主な成分 | 理由 |
|-----------------------------------|-------------------|----------------|
| 「薬によりアレルギー症状やぜん そくを起こしたことがある人」 | 黄色4号（タータラジン）（添加物） | 喘息誘発のおそれがあるため。 |

○ 特定の症状・状態

| 「次の症状がある人」 | 主な成分・薬効群 | 理由 |
|---------------------------------------|--|--|
| 高熱 | かぜ薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、小 児五指薬 | かぜ以外のウイルス性の感染症その他の重篤な疾 患の可能性があるため。 |
| けいれん | リン酸ビペラジンリン酸塩水和物等の ビペラジンを含む成分 | けいれん痙攣を起こしたことがある人では、発作を誘発す る可能性があるため。 |
| 胃酸過多 | カフェイン、無水カフェイン、クエン酸 カフェイン(注：医薬品各条目次になし) 等のカフェインを含む成分を主薬とする 眼気防止薬 | 胃液の分泌を亢進させて、胃酸過多の症状を悪化 させるおそれがあるため。 |
| むくみ | グリチルリチン酸ニカリウム、グリチル レチン酸、カンゾウ等のグリチルリチン 酸を含む成分 (1日用量がグリチルリチン酸として 40mg以上、またはカンゾウとして1g 以上を含有する場合) | 偽アルドステロン症の発現に特に注意する必要 が発症のおそれがあるため。 |
| 下痢 | 緩下作用のある成分が配合された内服 痔疾用薬 | 下痢症状を助長するおそれがあるため。 |
| はげしい下痢 | 小児五指薬 | 大腸炎等の可能性があるため。 |
| 急性のはげしい下痢または腹痛・腹部膨満感・吐 き気等の症状を伴う下痢 | タンニン酸アルブミン、次硝酸ビスマ ス、次没食子酸ビスマス等の收敛成分を 主体とする止瀉薬 | 下痢を止めるとかえって症状を悪化させることが あるため。 |
| 発熱を伴う下痢、血便または粘液便の続く人 | 塩酸ロペラミド塩酸塩(注：医薬品各条 目次になし) | |
| 便秘を避けなければなら ない肛門疾患 | | 便秘が引き起こされることがあるため。 |

コメント [O20]: アレルギーの既往歴「薬に
よりアレルギー症状やぜんそくを起こした
ことがある人」の部分に新たに
主な成分・薬効群「ガジュツ末・真昆布末
を含む製剤（恵命我神散、恵命我神散S 及
び恵命我神散S（細粒）」の欄を加え、理
由として「まれにアナフィラキシー様症狀
を起こすことがある」と記してはいかがで
しょうか。

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | | |
|----------|---|--|
| はげしい腹痛 | 瀉下薬（ヒマシ油、マルツエキスを除く）、浣腸薬、ビサコジルを主薬とする坐薬 | 急性腹症（腸管の狭窄、閉塞、腹腔内器官の炎症等）の可能性があり、瀉下薬や浣腸薬の配合成分の刺激によって、その症状を悪化させるおそれがあるため。 |
| 恶心・嘔吐 | | |
| 痔出血 | グリセリンが配合された浣腸薬 | 腸管、肛門に損傷があると、傷口からグリセリンが血管内に入って溶血を起こすことや、また腎不全を起こすおそれがあるため。 |
| 出血傾向 | セミアルカリプロティナーゼ、プロメライン | フィブリノゲン、フィブリンを分解するたんぱく分解酵素であり、出血傾向を増悪させるおそれがあるため。 |
| 排尿困難 | 塩酸ジフェンヒドラミン塩酸塩、マレイン酸クロルフェニラミンマレイン酸塩等の抗ヒスタミン成分 塩酸ジフェニドール塩酸塩 構成生薬としてマオウを含む漢方処方製剤 奥化水素酸スコポラミン奥化水素酸塩、奥化メチルオクトロビン奥化物（注：医薬品各条目次になし）、ヨウ化イソプロバミドヨウ化物（注：医薬品各条目次になし）等の抗コリン成分 ロートエキス | 排尿筋の弛緩と括約筋の収縮が起こり、尿の貯留を来すおそれがあるため。特に、前立腺肥大症を伴っている場合には、尿閉を引き起こすおそれがあるため。 |
| 口内のひどいだれ | 含嗽薬 | 粘膜刺激を起こすおそれのある成分が配合されている場合があるため。 |
| はげしい目の痛み | 眼科用薬 | 急性緑内障、角膜潰瘍または外傷等の可能性が考えられるため。 特に、急性緑内障の場合には、専門医の処置によって早急に眼圧を下げないと失明の危険性があり、角膜潰瘍の場合も、専門医による適切な処置を施さないと視力障害等を来すことがあるため。 |

○ 基礎疾患等

| 「次の診断を受けた人」 | 主な成分・薬効群 | 理由 |
|-------------|---|--|
| てんかん | ジプロフィリン | 中枢神経系の興奮作用により、てんかんの発作を引き起こすおそれがあるため。 |
| 胃・十二指腸潰瘍 | アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イソプロピルアンチピリン、アセトアミノフェン 次硝酸ビスマス、次没食子酸ビスマス等のビスマスを含む成分 | 胃・十二指腸潰瘍を悪化させるおそれがあるため。 ビスマスの吸収が高まり、血中に移行する量が多くなるため、ビスマスによる精神神経障害等が発現するおそれがあるため。 |
| 肝臓病 | ショサイヨウ湯 アスピリン、アスピリンアルミニウム、エテンザミド、イブプロフェン、イソブロピルアンチピリン、アセトアミノフェン サントニン リン酸ビペラジンリン酸塩等のビペラジンを含む成分 | 間質性肺炎の副作用が現れやすいため。 肝機能障害を悪化させるおそれがあるため。 肝における代謝が円滑に行われず、体内への蓄積によって副作用が現れやすくなるため。 |
| 甲状腺疾患 | ポビドンヨード、ヨウ化カリウム、ヨウ素等のヨウ素系殺菌消毒成分が配合された口腔咽喉薬、含嗽薬 | ヨウ素の体内摂取につながるが増える可能性があり、甲状腺疾患の治療に影響を及ぼすおそれがあるため。 |
| 甲状腺機能障害 | 鼻炎用点鼻薬 | 甲状腺機能亢進症の主症状は、交感神経系の緊張 |

コメント【Q21】: 286ページの○基礎疾患等「次の診断を受けた人」肝臓病の部分に新たに「ガジュツ末・真昆布末を含む製剤（恵命我神散、恵命我神散S 及び恵命我神散S（細粒）」の欄を加え、理由として「肝機能障害を起こすことがある」と記してはいかがでしょうか。

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | | |
|----------|---|--|
| 甲状腺機能亢進症 | 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、塩酸トリメトキノール塩酸塩水和物、塩酸フェニレフリン塩酸塩、塩酸メトキシフェナミン塩酸塩(注 医薬品各条目次になし) 等のアドレナリン作動成分 マオウ | 等によってもたらされており、交感神経系を興奮させる成分は、症状を悪化させるおそれがあるため。 |
| | ジプロフィリン | 中枢神経系の興奮作用により、症状の悪化を招くおそれがあるため。 |
| 高血圧 | 鼻炎用点鼻薬 | 交感神経興奮作用により血圧を上昇させ、高血圧を悪化させるおそれがあるため。 |
| | 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、塩酸トリメトキノール塩酸塩水和物、塩酸フェニレフリン塩酸塩、塩酸メトキシフェナミン塩酸塩(注 医薬品各条目次になし) 等のアドレナリン作動成分 マオウ | |
| 心臓病 | グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ等のグリチルリチン酸を含む成分 (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、またはカンゾウとして1g以上を含有する場合) | 大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ（浮腫）等の症状が現れ、高血圧を悪化させるおそれがあるため。 |
| | 鼻炎用点鼻薬 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、塩酸トリメトキノール塩酸塩水和物、塩酸フェニレフリン塩酸塩、塩酸メトキシフェナミン塩酸塩(注 医薬品各条目次になし)、ジプロフィリン等のアドレナリン作動成分 マオウ 臭化水素酸スコボラミン臭化水素酸、臭化メチルオクタトロピン臭化物(注 医薬品各条目次になし)、臭化イソプロパミドヨウ化物等の抗コリン成分 ロートエキス | 心臓に負担をかけ、心臓病を悪化させるおそれがあるため。 |
| 腎臓病 | アスピリン、アスピリンアルミニウム、エтенザミド、イブプロフェン、アセトアミノフェン | むくみ（浮腫）、循環体液量の増加が起こり、心臓の仕事量が増加し、心臓病を悪化させるおそれがあるため。 |
| | グリチルリチン酸の塩類、カンゾウまたはそのエキス (1日用量がグリチルリチン酸として40mg以上、またはカンゾウとして1g以上を含有する場合) | 大量に使用するとナトリウム貯留、カリウム排泄促進が起こり、むくみ（浮腫）等の症状が現れ、心臓病を悪化させるおそれがあるため。 |
| | 硫酸ナトリウム | 血液中の電解質のバランスが損なわれ、心臓の負担が増加し、心臓病を悪化させるおそれがあるため。 |
| | グリセリンが配合された浣腸薬 | 排便直後に、急激な血圧低下等が現れることがあります、心臓病を悪化させるおそれがあるため。 |

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | | |
|---|--|--|
| | スクラルファート、水酸化アルミニウムゲル、ケイ酸アルミン酸マグネシウム、ケイ酸アルミニウム、合成ヒドロタルサイト、アルジオキサ等のアルミニウムを含む成分が配合された胃腸薬、胃腸鎮痛鎮痙薬 | 過剰のアルミニウムイオンが体内に貯留し、アルミニウム脳症、アルミニウム骨症を生じるおそれがあるため。 使用する場合には、医療機関において定期的に血中アルミニウム、リン、カルシウム、アルカリフィオスファターゼ等の測定を行う必要があるため。 |
| | 制酸成分を主体とする胃腸薬 | ナトリウム、カルシウム、マグネシウム等の無機塩類の排泄が遅れたり、体内貯留が現れやすいため。 |
| | 酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、硫酸マグネシウム等のマグネシウムを含む成分、硫酸ナトリウムが配合された瀉下薬 リン酸ビペラジンリン酸塩 等のビペラジンを含む成分 | 腎臓における排泄が円滑に行われず、副作用が現れやすくなるため。 |
| 糖尿病 | 鼻炎用点鼻薬 塩酸メチルエフェドリン塩酸塩、塩酸ドリメトキノール塩酸塩、塩酸フェニレフリン塩酸塩、塩酸メトキシフェナミン塩酸塩 (注：医薬品各条目次になし)等のアドレナリン作動成分 マオウ | 肝臓でグリコーゲンを分解して血糖値を上昇させる作用があり、糖尿病の症状を悪化させるおそれがあるため。 |
| 緑内障 | 眼科用薬 塩酸ババベリン塩酸塩 鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬 タエン酸ベントキシベリンクエン酸塩 奥化水素酸スコボラミン奥化水素酸、奥化メチルオクタトロピン奥化物 (注：医薬品各条目次になし)、 ヨウ化イソプロバミドヨウ化物 等の抗コリン成分 ロートエキス 塩酸ジフェニドール塩酸塩 塩酸ジフェンヒドラミン塩酸塩、マレイシ酸クロルフェニラミンマレイイン塩酸塩 等の抗ヒスタミン成分 | 緑内障による目のかすみには効果が期待できず、また、充血除去作用成分が配合されている場合には、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。 眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。 抗コリン作用によって房水流出路（房水通路）が狭くなり、眼圧が上昇し、緑内障を悪化させるおそれがあるため。 ・ ・ |
| 血液凝固異常 | セミアルカリプロティナーゼ、プロメライン | フィブリノゲン、フィブリリンを分解するたんぱく分解酵素であり、出血傾向を増悪させるおそれがあるため。 |
| 血栓のある人（脳血栓、心筋梗塞、血栓性静脈炎等、血栓症を起こすおそれのある人） | トラネキサム酸（内服）、 塩酸セトラキサート塩酸塩 | 生じた血栓が分解されにくくなるため。 |
| 貧血 | リン酸ビペラジンリン酸塩 等のビペラジンを含む成分 | 貧血の症状を悪化させるおそれがあるため。 |
| 全身性エリトマトーデス、混合性結合組織病 | イブプロフェン | 無菌性髄膜炎の副作用を起こしやすいため。 |
| 「次の病気にかかったことのある人」 | 主な成分・薬効群 | 理由 |
| 胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、クローン氏病 | イブプロフェン | プロstagランジン産生抑制作用によって消化管粘膜の防御機能が低下し、胃・十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、クローン氏病が再発するおそれがあるため。 |
| ○併用薬等 | | |
| 「次の医薬品を使用（服用）している人」 | 主な成分・薬効群 | 理由 |
| 瀉下薬（下剤） | サイコカリカクランゼリトウ、ヨウセイハニテキガん 柴胡加竈骨牡蠣湯、響声破苗丸 | 腹痛、激しい腹痛を伴う下痢が現れやすくなるた |

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | | |
|------------------------------------|---|--|
| | | め。 |
| 「モノアミン酸化酵素阻害剤（塩酸セレギリン等）で治療を受けている人」 | 塩酸ブソイドエフェドリン塩酸塩 <small>（注：医薬品各条目次になし）</small> | モノアミン酸化酵素阻害剤との相互作用によって、血圧を上昇させるおそれがあるため。 |
| 「インターフェロン製剤で治療を受けている人」 | 小柴胡湯、小柴胡湯が配合されたかぜ薬 | インターフェロン製剤との相互作用によって、間質性肺炎を起こしやすくなるため。 |

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

I. 3-1) 関係

5-3. 「医薬品・医療機器安全性情報^{cc}」：一般用医薬品に関する主な記事

| 解説記事 | 掲載号 | 発行年月 |
|---|---------|----------|
| 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」で提供している安全性情報について | No. 235 | 平成19年4月 |
| 重篤副作用疾患対応マニュアルについて | No. 230 | 平成18年11月 |
| 医薬品による重篤な皮膚障害について | No. 218 | 平成17年10月 |
| 医薬品による重篤な皮膚障害について | No. 203 | 平成16年7月 |
| 卵胞ホルモン製剤の長期投与と安全性について | No. 197 | 平成16年1月 |
| 医薬品による重篤な皮膚障害について | No. 177 | 平成14年5月 |
| サリチル酸系製剤の小児に対するより慎重な使用について | No. 163 | 平成13年6月 |
| 医薬品による重篤な皮膚障害について | No. 163 | 平成12年11月 |
| アリストロキア酸を含有する生薬・漢方薬について | No. 161 | 平成12年7月 |
| ライ症候群とサリチル酸系製剤の使用について | No. 151 | 平成10年12月 |
| 漢方製剤の間質性肺炎について | No. 146 | 平成10年3月 |
| 塩化リゾチームとアナフィラキシー反応 | No. 121 | 平成5年7月 |
| 生薬製剤（漢方薬を含む）による薬剤性肝障害 | No. 117 | 平成4年11月 |
| 漢方薬の副作用 | No. 111 | 平成3年11月 |
| アルコールと医薬品の相互作用 | No. 109 | 平成3年7月 |
| 消炎鎮痛剤による気管支喘息発作の誘発 | No. 32 | 昭和53年8月 |
| グリチルリチン酸等による偽アルドステロン症 | No. 29 | 昭和53年2月 |
| 重篤な副作用等に関する情報 | 掲載号 | 発行年月 |
| ガジュツ末・真昆布末含有製剤 | No. 217 | 平成17年9月 |
| 一般用かぜ薬による間質性肺炎について | No. 191 | 平成15年7月 |
| ケトプロフェン外用剤と重篤な接触皮膚炎、光線過敏症について | No. 173 | 平成14年1月 |
| クレオソート・アセンヤク末・オウバク末・カンゾウ末・チンピ末配合剤と肝機能障害について | No. 165 | 平成13年3月 |
| 小柴胡湯と間質性肺炎について | No. 158 | 平成12年1月 |
| カゼイン又はその塩類含有製剤と牛乳アレルギーについて | No. 159 | 平成12年3月 |
| 小柴胡湯の投与による重篤な副作用「間質性肺炎」について | No. 137 | 平成8年5月 |
| 漢方製剤（柴朴湯、柴苓湯、小柴胡湯、柴胡桂枝湯）と膀胱炎様症状 | No. 123 | 平成5年11月 |
| インターフェロン- α 製剤及び小柴胡湯と間質性肺炎 | No. 118 | 平成5年1月 |
| タンナルビン（タンニン酸アルブミン）とアナフィラキシー様症状 | No. 110 | 平成3年9月 |
| 小柴胡湯と間質性肺炎 | No. 107 | 平成3年3月 |
| (参考) PPA関連 | 掲載号 | 発行年月 |
| 塩酸フェニルプロパノールアミンを含有する医薬品による脳出血に係る安全対策について | No. 193 | 平成15年9月 |
| 塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品の適正使用について | No. 163 | 平成12年11月 |
| 塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品の適正使用について | No. 139 | 平成8年10月 |

^{cc} ~平成9年5月：「医薬品副作用情報」、平成9年7月～平成11年11月：「医薬品等安全性情報」

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

II-1) 関係

5-4. 企業からの副作用等の報告

| ○ 副作用症例報告 | | 報告期限 | | |
|--|--|------------------------|------------|--|
| 医薬品によるものと 疑われる副作用症例 の発生 | 使用上の注意から予測 できないもの | 重篤性 | 国内事例　　外国事例 | |
| | | 死亡 | 15日以内 | |
| | 使用上の注意から予測 できるもの | 重篤（死亡を除く） | 15日以内 | |
| | | 非重篤 | 定期報告 | |
| | | 死亡 | 15日以内 | |
| | 重篤（死亡を除く）： 新有効成分含有医薬品として 承認後2年以内 | 15日以内 | | |
| | | 市販直後調査などによって得 られたもの | 15日以内 | |
| | | 重篤（死亡を除く）： 上記以外 | 30日以内 | |
| | 発生傾向が使用上の注 意等から予測するこ とが出来ないもの | 非重篤 | | |
| | | 重篤（死亡含む） | 15日以内 | |
| | 発生傾向の変化が保健 衛生上の危害の発生又 は拡大のおそれがある もの | 重篤（死亡含む） | 15日以内 | |
| ○ 感染症症例報告 | | 報告期限 | | |
| 医薬品によるものと 疑われる感染症症例 の発生 | 使用上の注意から予測 できないもの | 重篤性 | 国内事例　　外国事例 | |
| | | 重篤（死亡を含む） | 15日以内 | |
| | 使用上の注意から予測 できるもの | 非重篤 | | |
| | | 重篤（死亡を含む） | 15日以内 | |
| | | 非重篤 | | |
| ○ 外国での措置報告 | | 報告期限 | | |
| 外国における製造、輸入又は販売の中止、回収、麻薬その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施 | | 15日以内 | | |
| ○ 研究報告 | | 報告期限 | | |
| 副作用・感染症により、癌その他の他の重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告 | | 30日以内 | | |
| 副作用症例・感染症の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告 | | 30日以内 | | |
| 承認を受けた効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告 | | 30日以内 | | |

試験問題の作成に関する手引き(平成19年8月)

II-1) 関係

5-5. 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度

| | | | | | |
|---|--|-----------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 医療用医薬品 | <input type="checkbox"/> 一般用医薬品 | <input type="checkbox"/> 化粧品・部外品 | 医薬品安全性情報報告書 | | |
| 記入前に裏面の「報告に際してのご注意」を 参照してください。 | | | | | |
| 患者イニシャル | 性別 男・女 | 副作用等発現年齢 歳 | 身長 cm | 体重 kg | 妊娠 無・有(妊娠週)・不明 |
| 原疾患・合併症 1. 2. | 既往歴 1. 2. | 過去の副作用歴(無・有・不明) 医薬品名: 副作用名: | その他特記すべき事項 飲酒() 喫煙() アレルギー() その他() | | |
| 副作用等の症状・異常所見 1. 2. (発現日: 年 月 日) (発現日: 年 月 日) | | | | | |
| 副作用等の転帰(転帰日 年 月 日) 回復 軽快 未回復 後遺症有り(症状 死亡 不明) | 副作用等の重篤度について 重篤() 死亡 障害 死又は障害につながるおそれ 治療のために入院または入院期間の延長 上記に準じて重篤である 後世代における先天性の疾患又は異常 | | | | |
| 胎児について 胎児に影響あり 胎児死亡 | その他 | | | | |
| 被疑薬(商品名でも可) 最も関係が疑われる被疑薬に の名称 | 製造販売業者 | 投与経路 | 一日投与量 (1回量×回数) | 投与期間 (開始日～終了日) | 使用理由 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ～ | ・ |
| ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| その他使用医薬品(商品名でも可) | | | | | |
| 副作用等の発生及び処置等の経過 年 月 日 | | | | | |
| 影響を及ぼすと考えられる上記以外の処置・診断: 無・有 有りの場合 → (放射線療法 輸血 手術 麻酔 その他【 】) | | | | | |
| 再投与: 無・有 有りの場合→再発: 無・有 | | | | | |
| 報告日: 平成 年 月 日 (受領書を送るのに必要です) で住所をご記入ください 報告者 氏名: 施設名: (職種:) 住 所: 電 話: FAX: 報告者が処方医以外の場合 → 処方医との情報共有: 有・無 最も関連の疑われる被疑薬の製造販売業者への情報提供: 有・無 | | | | | |

ファックスでのご報告は、下記のところまでお願いします。両面ともお送りください。
(FAX: 03-3508-4364 厚生労働省医薬食品局安全対策課)

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

| | | | | | | |
|--------------------|------|--------|--|--|--|--|
| 報告者意見 | | | | | | |
| 検査値（副作用と関係のある検査値等） | | | | | | |
| 検査項目 | 検査日 | (投与前値) | | | | |
| | 折り目印 | | | | | |

1008916

東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
第五合同庁舎内

厚生労働省医薬食品局
安全対策課 行

80円切手を
貼つてください。

（医薬品安全性情報報告書在中）

折り目印

「報告に際してのご注意」

この報告制度は、薬事法に基づいて、医薬品による副作用及び感染症によると疑われる症例について、医薬関係者が保健衛生上の危機発生の防止等のために必要があると認めた場合に、ご報告いただくもので、医薬品との因果関係が必ずしも明確でないものであってもご報告ください。

報告された情報のうち重篤な症例については、原則として厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて当該製品を販売する製造販売業者へ情報提供させていただきますので、当該業者から詳細調査のための連絡が行く場合があります。報告された情報について、安全対策の一環として広く情報を公表することがありますが、その場合には、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は除きます。

医薬部外品、化粧品による疑いのある健康被害についても本報告用紙によりご報告ください。

健康食品・無承認無許可医薬品による疑いのある健康被害については最寄りの保健所へご連絡ください。

記入欄が不足する場合は、別紙に記載し、報告書に添付願います。（検査値は裏面にご記入ください。）

ファックス又は郵送によりご報告いただく場合には、所定の報告用紙のコピーを使用されても構いません。インターネットでの入手も可能です。

<http://www.info.pmda.go.jp/info/houkoku.html>

また、電子的にご報告いただく場合には「厚生労働省電子申請・届出システム」を使用できます。

<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsel/crm/html/CRNMenuFrame.html>

なお、報告に際しては、事前にID・パスワード又は電子証明書が必要です。

医薬品の副作用等による健康被害については、副作用又は感染等報告報酬制度があります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページ (<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>) をご覧ください。また、報告される副作用等がこれらの制度の対象となると思われるときは、その患者にこれらの制度を紹介願います。

試験問題の作成に関する手引き（平成19年8月）

(参考) 主な情報入手先、受付窓口等

| 厚生労働省 | |
|--|---|
| 厚生労働省ホームページ | http://www.mhlw.go.jp/ |
| ○ 医薬品等安全性関連情報 | http://www1.mhlw.go.jp/kinkyu/iyaku_jiyaku_i.html |
| ○ 医薬品等回収関連情報 | http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kaisyu/houshi.html |
| ○ 健康被害情報・無承認無許可医薬品情報 | http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet.html |
| 医薬品による副作用等の報告 | 住所：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省 医薬食品局 安全対策課 FAX：03-3508-4364 |
| ○ 厚生労働省 電子申請・届出システム | http://hanrous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/htm/CRNMenuFrame.html |
| (独) 医薬品医療機器総合機構 | |
| (独) 医薬品医療機器総合機構ホームページ | http://www.pmda.go.jp/ |
| 医薬品医療機器情報提供ホームページ | http://www.info.pmda.go.jp |
| 救済制度相談窓口 | 電話：0120-149-931 (フリーダイヤル) 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時30分 携帯電話・公衆電話からは03-3506-9411 (この場合、通話料は相談者側にて負担) |
| 国立医薬品食品衛生研究所 | |
| 医薬品安全性情報（海外規制機関情報） | http://www.nihs.go.jp/dig/sireport/index.html |
| その他の | |
| 医薬品等安全性情報 (大学病院医療情報ネットワーク UMIN 内) | http://www.umin.ac.jp/fukusayou/ |
| 日本大衆薬工業協会 | http://www.jsmi.jp/ |
| 日本漢方生薬製剤協会 | http://www.nikkankyo.org/ |
| NPO法人 セルフメディケーション推進協議会 くすりの適正使用協議会（RAD-AR） くすりの情報ステーション | http://www.self-medication.ne.jp/index.php |
| 医薬品PLセンター | 電話：0120-876-532 (フリーダイヤル) 受付時間：月～金（祝日を除く） 午前9時30分～午後4時30分 携帯電話・公衆電話からは03-3548-0855 (この場合、通話料は相談者側にて負担) FAX：03-3548-0856 ホームページ： http://www.fpmaj.gr.jp/PL/pl_idx.htm |
| (財) 日本中毒情報センター 中毒110番 | 電話（一般市民専用）： 大阪 072-727-2499 つくば 029-852-9999 受付時間： 大阪 24時間 年中無休 つくば 午前9時～午後9時 年中無休 ホームページ： http://www.j-poison-ic.or.jp |

参考

生薬の基原に関する検討内容概要

○ 生薬の基原に関する記載

生薬の基原の記載方法に基本方針

<基原植物の選定>

- 1) JP16 案をもとに記載する
- 2) 上記に記載のないものは JP15 Suppl2 をもとに記載する
- 3) 上記に記載のないものは JP15 Suppl1 をもとに記載する
- 4) 上記に記載のないものは JP15 をもとに記載する
- 5) 上記に記載のないものは局外生規をもとに記載する
- 6) 上記に記載のないものは難波恒雄 和漢薬百科図鑑（1993, 保育社）をもとに記載し、文末に**をつける（結果的には主として動物生薬はこれを用いた）
- 7) 上記に記載がないものは、岡田稔監修 新訂原色牧野和漢薬大図鑑（2002, 北隆館）をもとに記載し、文末に*をつける
- 8) 上記に記載がないもの（チャボトケイソウ）は、原文のままとした
- 9) JP に別剤型（〇〇末など）がある場合、もとの生薬の基原が別の場所に記載されれば、改めて基原の記載はせず、JP どおりの記載とした

<基原植物の和名の選定>

- 1) 局方をもとに記載
- 2) 局方に和名がないものは、岡田稔監修 新訂原色牧野和漢薬大図鑑（2002, 北隆館）をもとに記載 和名に*をつける
- 3) 上記に記載のないものは難波恒雄 和漢薬百科図鑑（1993, 保育社）をもとに記載 和名に**をつける
- 4) 上記に記載のないものは「等」で表現、ただし、上記全てに和名がない場合はラテン名をアルファベットでそのまま記載（ジリュウ）

<基原の記載場所>

- 1) 基本的には、もとの文章で基原が書かれている場所（初出箇所とは限らない）とする
もとの文書で 2 箇所に基原が書かれていれば、引き続き 2 箇所に記載する
- 2) 原文で基原が書かれていない場合は、初出場所のみに基原を書く

別紙

関係通知一覧(平成19年4月以降)

| 年月日 | 登録番号 | 題名 | 内容 |
|----------|-------------------------------------|---|--------------------|
| 19.11.22 | 新規審査) 第1122001 準食審査 | 新規工場工事第一種医薬品登録 第1類の指定 | |
| 20.1.25 | 同上 第0125003 第0125001 | 公上 | 公上 |
| 20.4.16 | (ア)上 第046001 | 公上 | 公上 |
| 20.5.21 | 準食査 | 第0521001 施行規則の一部改正 | 11月1日分の施行法 |
| 20.7.7 | 新規審査 第077001 | 新規工場工事第一種医薬品登録 第1類の指定 | |
| 20.9.30 | 準食審査 第0930001 | 一般用漢方製剤承認基準の制定 医薬品登録 | |
| 20.10.8 | 準食査 第1008001 | 新規工場工事第一種医薬品登録 第1類の指定更 | |
| 21.1.5 | 新規審査 第0105003 準食査 第0105001 | 新規工場工事第一種医薬品登録 第1類の指定 | |
| 21.2.12 | 食安査 第0212001 | 特別用途食品の表示許可第1112 特別用途食品登録 | |
| " | 食安新査 第0212001 | " 届出事項第1112 | " |
| 21.2.20 | 準食査 第0220001 | 医薬品の範囲に対する監視の一部改正 46通知の改正 | |
| 21.2.23 | 新規審査 第0223009 準食査 第0223003 | 新規工場工事第一種医薬品登録 第1類の指定 | |
| 21.5.29 | 準食査 第0529001 | 新規施設行塑則第一一部改正 医薬品登録 | |
| 21.5.29 | 準食査 第0529003 | 個人一般販売業者の店舗の範囲の 新規医薬品の販売第一の申請上 の基準の適用 | 新規医薬品の適用 の基準の適用 |
| 21.5.29 | 準食新査 第0529001 | 新規及く新規医薬品の店舗の 販売の申請の方法の規制 | 新規医薬品の 規制 |
| 21.8.28 | 健査 第0828第18 準食査 第0828第103 | 消費衛生及く消費衛生の公の 效果の公正化のための規制 12月1日 | 消費衛生の公の 規制 |

| 年月日 | 發審號 | 題名 | 內容 |
|------------|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 21. 7. 13 | 華食安 0713#1号 | 一般用葯品(2分)12/10 貨運12M | 外貿三分公司 |
| 21. 10. 29 | 華食審查處 1029#1号 華食審查處 1029#1号 | 新(12/10)製造工藝 第一類藥品12M | 第一類藥品 |
| 21. 11. 2 | 半抗壓藥 磷酸維諾得 | 一般用葯品(2分)10/10 使用12/10 注意吸氣12M | 小兒(A)、癌症使用 (5kg以上) 12/10的變更 |
| 21. 12. 24 | 華食監督處 1224#1号 | 一般用葯品(2分)半多示的變更12M 給高半塊12M | 第一類藥品 |
| 22. 1. 22 | 華食審查處 0122#1 華食審查處 0122#1 | 新(12/10)製造工藝 第二類藥品12M | 第一類藥品 |
| 22. 2. 9 | 醫藥公司總經理 中西藥 ·復壯抗衰老 | 一般用葯品(2分)12/10 Q&A 12/10 | 一般用藥品Q&A |
| 22. 4. 1 | 華食審查處 0401#2 | 一般用藥劑 制得量12M | 漢方藥劑12M |
| 22. 6. 25 | 華食審查處 0625#2 華食審查處 0625#9 | 新(12/10)製造工藝 第一類藥品12M | 第一類藥品 |
| 22. 7. 12 | 正宇医药有限公司 復壯抗衰老 | 一般用葯品(2分)12/10 Q&A | 一般用藥品 Q&A |

